

和歌山県看護職員修学資金貸付

卒業後の手引き

令和5年12月



和歌山県福祉保健部健康局医務課

目 次

和歌山県看護職員修学資金について	1
卒業後の手続きの流れ	2
卒業後のフロー	4
返還免除対象施設	5
返還債務の履行猶予	6
返還の免除（当然免除、裁量免除）	8
返還	9
その他手続き	10
提出書類	11
修学資金返還計画書	12
修学資金返還方法変更申請書	13
修学資金返還猶予申請書	14
修学資金返還裁量免除申請書	15
修学資金返還当然免除申請書	16
連帯保証人変更届	17
住所変更（改氏名）届	18
就業（入学）届	19
看護職員就業場所変更等届	20
就業証明書	21
就業等状況報告書	22

提出書類のチェック表

和歌山県看護職員修学資金について

看護という仕事は、直接、人の命に関わる責任と厳しさが求められるからこそ、誇りとやりがいのある仕事と言えるのではないのでしょうか。

近年、少子高齢化や医療ニーズの増大、多様化・複雑化により、保健・医療・福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、病院や診療所だけでなく在宅医療や災害の場など、看護職に期待される役割は拡大しています。

本県では、看護職の安定的な確保と資質の向上を図るため「養成力確保、離職防止、就業促進、資質向上」を4本柱として施策を実施しており、その1つとして本制度を設けています。

本制度には貴重なお金（県民の税金等）が使われており、貸与を受けられた皆さまが、「いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護」を本県の病院や診療所などで実践し、活躍していただきたいとの願いを込めて貸与しているものです。

本制度を活用し、卒業される皆さまが、本制度の趣旨を理解され、看護職員として活躍されることを期待しています。

卒業後の手続きの流れ

和歌山県看護職員修学資金は『貸付』の事業であるため、返還が免除となるまでの期間は、諸手続きを行っていただく必要があります、卒業後に必ず行う手続きは下記のとおりとなります。

また、就業先や住所に変更があった場合等、ケース毎に、必要な手続きと本手引きの該当ページを記載していますので、本手引きを参照のうえ、手続きを行ってください。

なお、退職や産休及び育休に関することは必ず事前にご相談ください。

卒業後すぐに行う手続き

1. 看護職員の試験に合格し、県内の特定施設で看護職員として就業したとき

⇒返還債務の履行猶予の申請を行ってください（6ページ参照）

本手続きを行うことで返還期限を後に遅らせることができます。

* 6ページ記載の修学資金返還猶予申請書、その他添付書類を提出してください。

* 看護職員の免許証の写しについて（添付書類）

⇒免許証交付に数か月かかるケースがありますので、『登録済証明書（はがき）』のコピーを申請書に添付し、免許証が届き次第、免許証のコピーを提出してください。

2. 看護職員の試験に合格したが、県内の特定施設に就業しなかったとき

⇒全額返還です。返還の申請を行ってください（9ページ参照）

3. 看護職員の試験に合格しなかったとき

⇒次回の試験で再受験し、合格の後に県内の特定施設で就業した場合

『1. 看護職員の試験に合格し、県内の特定施設で看護職員として就業したとき』と同じ手続きを行ってください。

⇒再受験で合格しなかった場合

全額返還です。（返還期限の到来）

『2. 看護職員の試験に合格したが、県内の特定施設で就業しなかったとき』と同じ手続きを行ってください。

4. 保健師、助産師、看護師の養成施設に進学したとき

⇒返還債務の履行猶予の申請を行ってください（6ページ参照）

本手続きを行うことで返還期限を後に遅らせることができます。

『1. 看護職員の試験に合格し、県内の特定施設で看護職員として就業したとき』と一部書類が異なりますのでお気をつけください。

返還免除となるまでの期間、毎年または変更があった場合に行う手続き

1. 返還免除となる前に県内の特定施設を退職する（された）とき

⇒返還となるケースがあります（9ページ参照）

- ・退職して再就業まで3か月が経過した場合
- ・県内の特定施設以外の施設で就業された場合

* 転職を検討している

⇒退職の手続きに入る前に和歌山県庁医務課看護班までご相談ください。

* 既に退職をした（**至急、和歌山県庁医務課看護班まで連絡を行ってください。**）

⇒状況等を確認し、必要な手続きを案内します。

2. 住所、氏名、連帯保証人、就業場所等を変更したとき

⇒各種変更届を提出してください（10ページ参照）

3. 災害、疾病その他やむを得ない理由で就業できないとき（育休及び産休含む）

⇒返還債務の履行猶予の申請を行ってください（6ページ参照）

* 育休及び産休について

従来、子が1歳になるまで（1年間）としていましたが、所属する特定施設が許可した期間、猶予を行いますので、申請書に従事している特定施設が発行した休業に係る通知等を添付してください。

申請までに通知等が揃わない場合は、後日提出する旨を記載し、必ず提出してください。

*** 退職前と復帰後で2回申請が必要となります。忘れずに申請を行ってください。**

4. 毎年の報告（猶予を受けている者、返還中の者）

⇒就業等状況報告書の提出（10ページ参照）

毎年12／31現在の状況を、翌年1月末までに報告してください。（この報告のみFAX可）

この報告を怠ると猶予の条件を満たしているかの確認が取れないため、返還対象となることがあります。

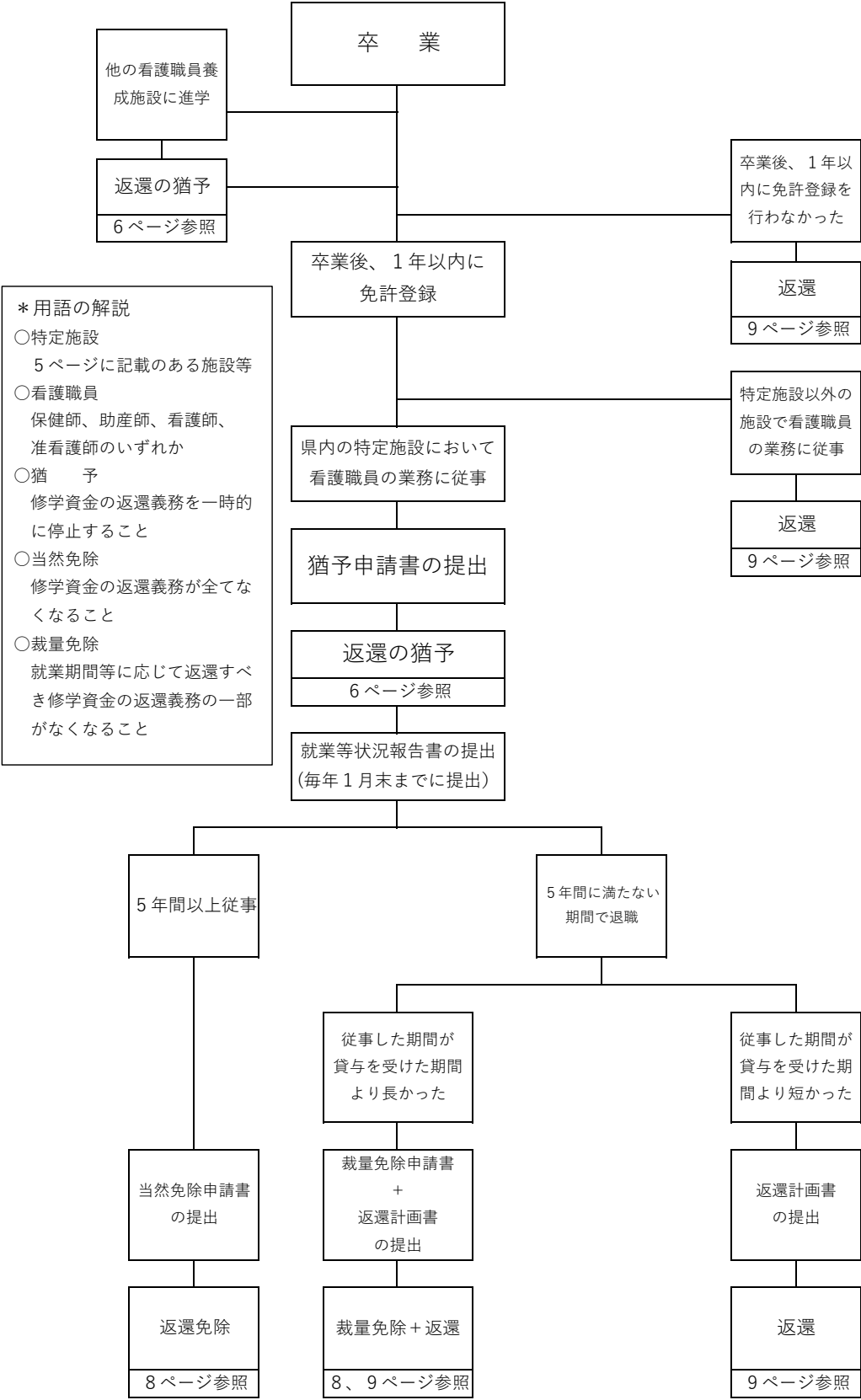
忘れずに提出してください。

5. 引き続き5年間、就業し、当然免除の条件を満たしたとき

⇒当然免除の申請を行ってください（8ページ参照）

条件を満たしただけでは免除は行われませんので申請を行ってください。

卒業後のフロー



***用語の解説**

- 特定施設
5ページに記載のある施設等
- 看護職員
保健師、助産師、看護師、
准看護師のいずれか
- 猶予
修学資金の返還義務を一時的
に停止すること
- 当然免除
修学資金の返還義務が全てな
くなること
- 裁量免除
就業期間等に応じて返還すべ
き修学資金の返還義務の一部
がなくなること

和歌山県看護職員修学資金貸与 返還免除対象施設

対象：H30年度以降、貸与を開始された者

(1) 救急告示医療機関
救急告示病院 50

医療圏域別	病院名
和歌山 (24)	今村病院
	上山病院
	宇都宮病院
	河西田村病院
	向陽病院
	古梅記念病院
	済生会和歌山病院
	嶋病院
	須佐病院
	誠佑記念病院
	中江病院
	伏虎リハビリテーション病院*
	中谷病院
	日本赤十字社和歌山医療センター
	橋本病院
	堀口記念病院
	県立医科大学附属病院
	和歌山生協病院
	和歌浦中央病院
	和歌山労災病院
	石本病院
	海南医療センター
	恵友病院
	国保野上厚生総合病院

* H30.1.11～ 名称変更

医療圏域別	病院名
那賀 (5)	富田病院
	公立那賀病院
	貴志川リハビリテーション病院
	名手病院
稲穂会病院	
橋本 (4)	紀和病院
	橋本市民病院
	山本病院
有田 (5)	県立医科大学附属病院紀北分院
	有田市立病院
	有田南病院
	済生会有田病院
	桜ヶ丘病院
御坊 (4)	西岡病院
	北出病院
	整形外科北裏病院
田辺 (5)	ひだか病院
	和歌山病院
	紀南病院
	白浜はまゆう病院
	国保ささみ病院
新宮 (3)	田辺中央病院
	南和歌山医療センター
	くしもと町立病院
新宮市立医療センター	
那智勝浦町立温泉病院	

救急告示診療所 3

医療圏域別	診療所名
和歌山 (2)	辻秀輝整形外科
橋本 (1)	月山チャイルドケアクリニック
	高野町立高野山総合診療所

(2) 訪問看護ステーション 200
みなし指定訪問看護事業所 356

(3) へき地医療拠点病院 6

医療圏域別	病院名
和歌山	国保野上厚生総合病院 ※
那賀	公立那賀病院 ※
橋本	橋本市民病院 ※
御坊	ひだか病院 ※
田辺	紀南病院 ※
	南和歌山医療センター ※

(4) へき地医療拠点病院に準じる病院

医療圏域別	病院名
田辺	国保ささみ病院 ※
	白浜はまゆう病院 ※
新宮	那智勝浦町立温泉病院 ※

(5) へき地診療所 34
和歌山～御坊保健医療圏 12

市町村名	診療所名
紀美野町	真国診療所
	細野診療所
	長谷毛原診療所
	国吉診療所
紀の川市	野田原へき地診療所
	細野診療所
	鞆淵診療所
かつらぎ町	天野診療所
高野町	富貴診療所
	寒川診療所
日高川町	寒川診療所上初湯川出張所
	寒川診療所猪谷出張所

田辺・新宮保健医療圏 22
(5)の診療所と重複

市町村名	診療所名
みなべ町	高城診療所
田辺市	長野診療所
	上芳養診療所
	秋津川診療所
	龍神大熊診療所
	龍神湯ノ又診療所
	大塔富里診療所
	大塔三川診療所
白浜町	川添診療所
すさみ町	大附診療所
	佐本診療所
古座川町	大鎌診療所
	七川診療所
	三尾川へき地診療所
	田川へき地診療所
那智勝浦町	小川へき地診療所
	色川診療所
	熊野川診療所
新宮市	熊野川診療所附属小口診療所
	熊野川診療所附属玉置口診療所
	熊野川歯科診療所
北山村	北山村診療所

(6) その他知事が認める医療機関
田辺・新宮保健医療圏

医療圏域別	病院名	診療所数
田辺	紀南病院 ※	179
	紀南こころの医療センター	
	南和歌山医療センター ※	
	国保ささみ病院 ※	
	白浜はまゆう病院 ※	
	白浜小南病院	
	田辺中央病院 ※	
玉置病院		
南紀医療福祉センター		
新宮	くしもと町立病院 ※	116
	新宮市立医療センター ※	
	那智勝浦町立温泉病院 ※	
	串本有田病院	
	潮岬病院	
	日進会病院	
	岩崎病院	
新宮病院		

☆特定施設とは(和歌山県内に限る)

①救急告示医療機関
(救急告示病院及び診療所)

②訪問看護ステーション
(健康保険法施行規則、介護保険法施行規則に規定されるもの)

③へき地医療拠点病院

④へき地医療拠点病院に準ずる病院

⑤へき地診療所

⑥その他知事が定める医療機関
(田辺・新宮保健医療圏にある病院及び診療所)

※は救急告示病院と重複

☆ 医療機関については、R5.12.1現在であり、今後変更する可能性があります。

返還債務の履行猶予

返還債務の履行猶予とは、修学資金の返還義務を一時的に停止することを意味します。下記の表の左欄に掲げる事項に該当した場合、下記の表の右欄に掲げる書類を提出することで、その事項が継続する期間、返還債務の履行を猶予することができます。

事 項	提出書類
① 卒業後1年以内に、看護職員の免許を取得し、県内の特定施設で従事するとき * 引き続き、5年以上、従事することで返還義務が免除できます。（当然免除）	1 修学資金返還猶予申請書(第7号様式) 2 就業(入学)届(第12号様式) 3 就業証明書 4 看護職員の免許証の写し
② 卒業後、保健師・助産師・看護師の養成施設に進学したとき	1 修学資金返還猶予申請書(第7号様式) 2 就業(入学)届(第12号様式) 3 在学証明書(又は入学証明書) 4 就業証明書(就業期間がある場合)
③ 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき(産休・育休含む)	1 修学資金返還猶予申請書(第7号様式) 2 その理由を証明する書類

申請を行わないと返還債務の免除はされず、要件を満たしていても返還対象となる恐れがありますので必ず申請を行ってください。

当然免除について(8ページ参照)

①の場合、看護職員の業務に引き続き5年間、従事したとき、返還債務の全額を免除することができます。
返還債務の免除を希望される者は『当然免除申請』を忘れずに行ってください。

災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき(産休・育休含む)について

③の場合、退職される前と復職された後の**合計2回の申請が必要です**。
適正な手続きを踏んでいただいていない場合や、ご相談なく長期の退職をされたことが判明した場合は返還対象となる場合があります。

特定施設について(5ページ参照)

5ページに記載している施設が該当します。

* 免除対象となる施設は貸与を受けた時期により異なります。

平成30年度以前に新規貸与を受けた者は、和歌山県医務課看護班にお問い合わせください。

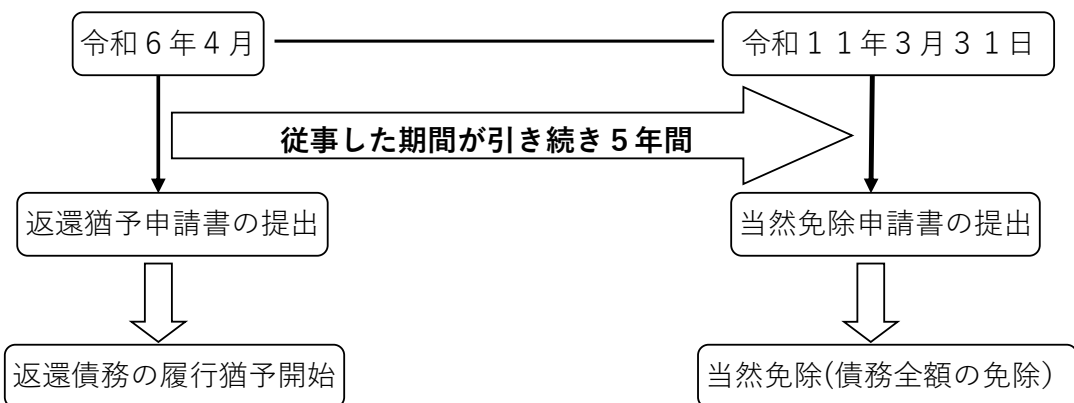
和歌山県医務課看護班

T E L : 0 7 3 - 4 4 1 - 2 6 0 5 (直通)

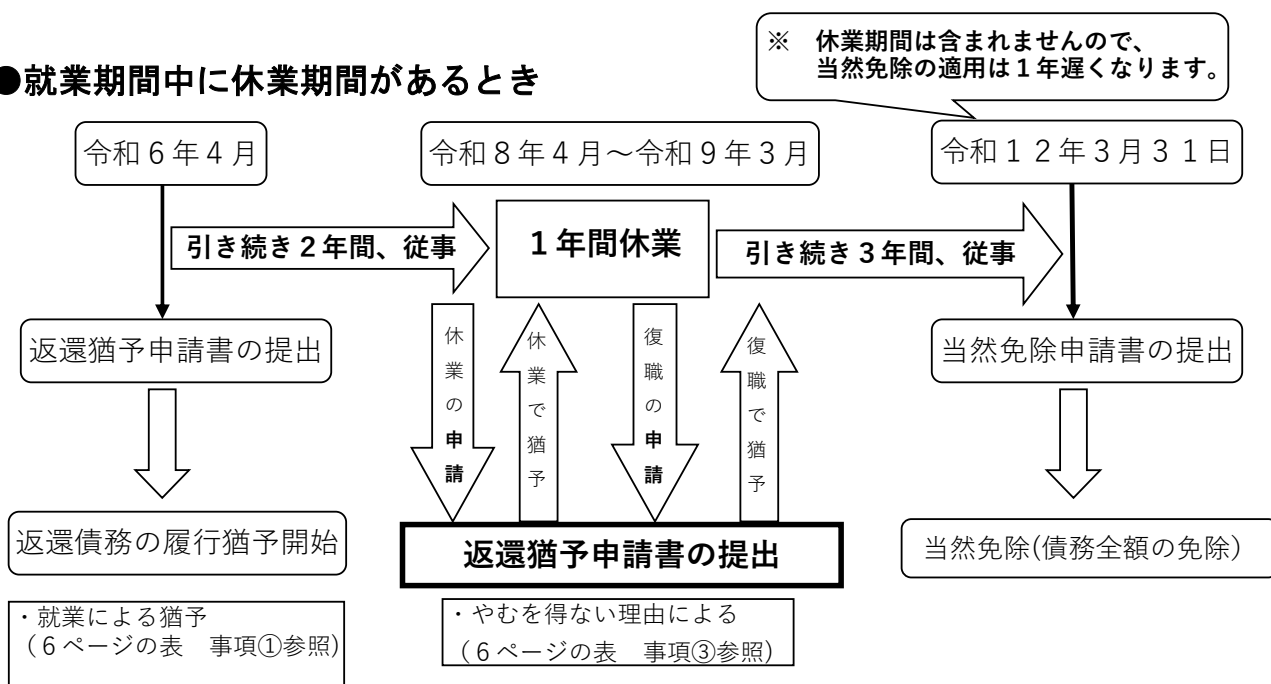
M A I L : e0501003@pref.wakayama.lg.jp

※看護職員の業務に従事し、返還債務の猶予に該当する場合

●引き続き従事するとき

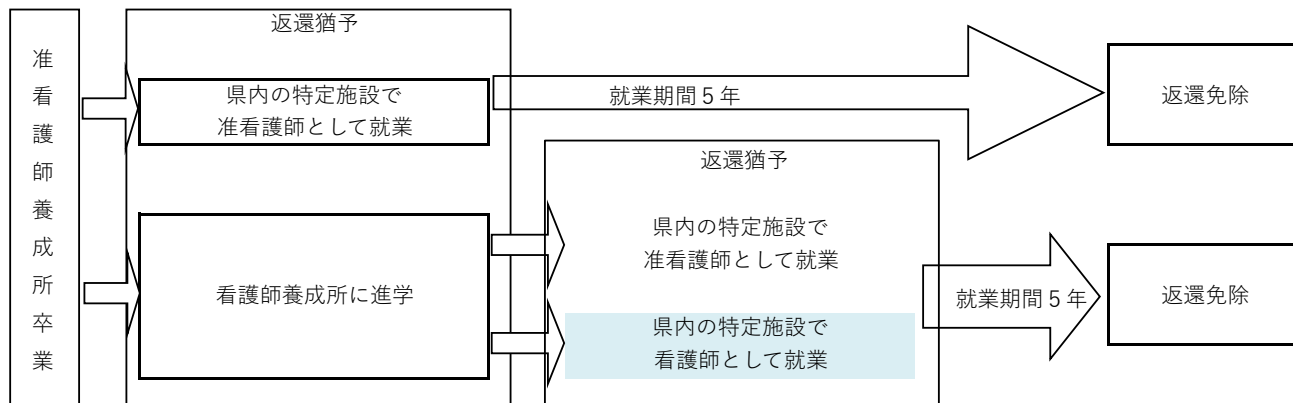


●就業期間中に休業期間があるとき



※平成24年度以降に准看護師修学資金の新規貸与を受けられた方

准看護師養成所を卒業した者が、さらに看護師養成所へ進学し卒業後1年以内に看護師免許を取得し、直ちに特定施設に看護師として就業し、就業期間が5年となった場合は、債務の返還を免除します。



返還の免除（当然免除、裁量免除）

看護職員養成施設を卒業後、1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内の特定施設において看護職員の業務に従事し、その従事した期間が少なくとも貸与を受けた期間以上であったときは返還債務の全部又は一部を免除することができます。

下記の表の左欄に掲げる事項に該当した場合、下記の表の右欄に掲げる書類を提出してください。

	事 項	提出書類
当然免除	① 引き続き県内の特定施設で看護職員の業務に従事した期間が 5年に達した とき	1 修学資金返還当然免除申請書(第9号様式) 2 就業証明書 3 看護職員の免許証の写し
	② 業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	1 修学資金返還当然免除申請書(第9号様式) 2 戸籍抄本（死亡の場合） 3 医師の診断書（心身の故障の場合）
裁量免除	③ 引き続き貸与を受けた期間以上、県内の特定施設で看護職員の業務に従事したが、従事した期間が 5年に満たない とき	1 修学資金返還裁量免除申請書(第8号様式) 2 就業証明書 3 看護職員の免許証の写し 4 修学資金返還計画書（第5号様式）
	④ 災害、疾病、死亡その他やむを得ない理由により、返還が困難であると認められるとき	1 修学資金返還裁量免除申請書(第8号様式) 2 その理由を証明する書類

1 業務従事期間の計算について（月数計算）

月の途中で就職・退職した場合は、その月も算入します。

（例）5月15日で就職、12月10日で退職したとき

⇒5月1日から12月31日まで勤務したものとみなし、8カ月と数えます。

***当然免除を受けるための最終月は最終日まで従事する必要があります。**

***従事期間は免許を取得している期間となります。**

看護職員の免許登録を行わずに従事した期間は従事期間に加算されません。

2 裁量免除額の計算方法について（月数で計算します）

$$\text{免除額} = \text{返還未済額} \times \frac{\text{県内の特定施設での就業期間（月数）}}{\text{修学資金の貸与を受けた期間（月数）} \times 2.5}$$

（24カ月未満の場合は24カ月）

（例）3年（36カ月）貸与を受けた者が4年（48カ月）で返還となった場合

（月額3万円、貸与総額108万の場合）

$$\begin{aligned} \Rightarrow \text{（免除額）} & 108 \text{万円} \times 48 \text{カ月} \div (36 \text{カ月} \times 2.5) = \underline{\underline{576,000 \text{円}}} \\ \text{（返還額）} & 108 \text{万円} - 576,000 \text{円} = \underline{\underline{504,000 \text{円}}} \end{aligned}$$

***従事期間が貸与期間に満たない場合は全額返還となります。**

返還

下記の表の左欄に掲げる事項が生じた場合、修学資金の返還が必要になりますので、右欄に掲げる書類を提出してください。

事項	提出書類
① 養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得できなかったとき	1 修学資金返還計画書(第5号様式) 2 就業証明書(従事期間がある場合) *③について、返還債務の一部免除を希望される場合、返還の免除(8ページ)の表の事項③を参照してください。
② 看護職員の免許を取得した後、ただちに県内の特定施設で看護職員の業務に従事しなかったとき	
③ 県内の特定施設で看護職員の業務に従事した期間が免除に必要な期間に満たないとき (貸与期間 > 従事期間のとき)	

1 修学資金返還計画書について

連帯保証人と連署のうえ、返還理由が生じた日から15日以内に提出してください。

2 返還期限について

貸与を受けた期間に猶予期間を加えた期間までの日となります。

(例) 3年間貸与を受け、卒業後1年間、県内の特定施設で看護職員の業務に従事して退職した場合

⇒退職した月(返還の事実が生じた日)の翌月から4年以内(3年+1年)です。

3 納入方法について

提出した返還計画に基づき、返還日の約15日前に納入通知書を送付します。

納入通知書に同封されている別紙記載の金融機関で納めてください。

4 延滞利子について

延滞利子には2種類あります。

① 『2 返還期限について』記載の返還期限を過ぎた場合

⇒本事業に基づく延滞利子が発生します。

② 『3 納入方法について』記載の納入通知書の納入期限を過ぎた場合

⇒県の条例で定める延滞金が発生します。

*①と②は異なるものとなります。

5 返還方法の変更について

返還計画書を提出した後、やむを得ない事情により返還方法を変更するときは、医務課に連絡のうえ、「修学資金返還方法変更申請書(第6号様式)」を提出してください。

その他の手続き

下記の表の左欄に掲げる事項が生じた場合、届出が必要になりますので、右欄に掲げる書類を提出してください。

事項	提出書類
① 毎年の報告（1月末まで）	就業等状況報告書 (毎年12/31現在の状況を翌年1月末までに)
② 就業場所を変更したとき	1 看護職員就業場所変更等届（第13号様式） 2 就業証明書（新旧就業場所） *新しい就業先の証明書⇒原本提出 *退職した就業先の証明書⇒写し提出 後に、免除を希望する場合、原本が必要となりますので、写しを提出してください。
③ 氏名、住所を変更したとき	1 住所変更(改氏名)届(第11号様式その3) 2 変更内容を証明する書類
④ 連帯保証人を変更したとき *連帯保証人の氏名、住所に変更があったときを含む	1 連帯保証人変更届(第11号様式その2) 2 変更内容を証明する書類

*就業等状況報告書について

就業等状況報告書は免除対象者又は返還猶予対象者かを判断する大切な提出物です。

このページに記載された報告又は届出を行わなかった場合、下記の理由から返還対象となることがあります。

*就業等状況報告書の提出を行わなかった場合

⇒就業の事実確認が取れないため、返還対象となることがあります。

*必要な届出を行わなかった場合

⇒報告書に変更事項の記載があっても届出がない場合、変更事項に係る手続きを行えませんので、返還対象となることがあります。

上記の理由から毎年の報告と変更が生じた場合の届出は忘れずに行ってください。

* 就業場所の変更等により、県内の特定施設（5ページ）で看護職員の業務（6ページ）に従事していない期間が3カ月を超えた場合、引き続き従事したとみなすことができません。原則、返還となりますので、退職や転職を行う際は、必ず事前に和歌山県庁医務課看護班にご相談ください。

提出書類

本手引きをコピーして使用するか、ホームページよりデータをダウンロードしてください。

1	修学資金返還計画書 (別記第5号様式) 1 2
2	修学資金返還方法変更申請書 (別記第6号様式) 1 3
3	修学資金返還猶予申請書 (別記第7号様式) 1 4
4	修学資金返還裁量免除申請書 (別記第8号様式) 1 5
5	修学資金返還当然免除申請書 (別記第9号様式) 1 6
6	連帯保証人変更届 (別記第11号様式その2) 1 7
7	住所変更(改氏名)届 (別記第11号様式その3) 1 8
8	就業(入学)届 (別記第12号様式) 1 9
9	看護職員就業場所変更等届 (別記第13号様式) 2 0
1 0	就業証明書 (必要事項が記載されていれば、他の様式でも可) 2 1
1 1	就業等状況報告書 2 2

修学資金返還計画書

年 月 日

和歌山県知事

様

本人氏名 (印)

住所

電話番号

連帯保証人氏名 (印)

住所

連帯保証人氏名 (印)

住所

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により下記返還計画書のとおり返還します。

貸与を受けた期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月)		
上記期間中貸与を受けなかった期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月)		
貸与総額	円	返還を要する額	円
返還免除額	円		
返還の理由の生じた日	年 月 日		
返還の理由			
返還の方法	一 括	半 年 賦	年 賦
一回の返還額	円	円	円
返還予定日	年 月 日	毎年 月 日 月 日	毎年 月 日
返還完了日	年 月		

修学資金返還方法変更申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

本人氏名 ㊟

住所

電話番号

連帯保証人氏名 ㊟

住所

連帯保証人氏名 ㊟

住所

和歌山県看護職員修学資金返還方法を変更したいので和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第9条第2項の規定により申請します。

貸与を受けた期間 年 月 日～ 年 月 日 (年 月)

貸与総額	円	返還済額	円	返還免除額	円	要返還金額	円
変更前	返還の方法	半年賦			年賦		
	一回の返済額	円			円		
	返還予定日	毎年	月	日	毎年	月	日
	返還した期間	年	月	日から	年	月	日から
		年	月	日まで	年	月	日まで
変更後	返還の方法	半年賦			年賦		
	一回の返済額	円			円		
	返還予定日	毎年	月	日	毎年	月	日
	返還する期間	年	月	日から	年	月	日から
		年	月	日まで	年	月	日まで
変更の理由							

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

出身学校 名

養成所

氏 名

㊞

住 所

電話番号

下記のとおり修学資金の返還の猶予を受けたいので和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第10条第 項の規定により別紙証明書類を添えて申請します。

記

1 希望の返還猶予期間 年 月 日から

年 月 日まで

2 理 由

(修学資金を 年 月分から 年 月分まで
か月分 円受領)

注1 和歌山県看護職員修学資金貸与条例(以下「条例」という。)第10条第1項第1号又は第2号に該当するものは、当該看護職員養成施設の長の在学証明書を添えること。

2 条例第10条第1項第3号に該当するものは、就業先の長の就業証明書を添えること。

3 条例第10条第2項の災害疾病その他やむを得ない理由による場合は、当該事項を証明する書類を添えること。

修学資金返還裁量免除申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

本人氏名 ①

住所

電話番号

連帯保証人氏名 ①

住所

連帯保証人氏名 ①

住所

下記のとおり和歌山県看護職員修学資金の返還の免除を受けたいので和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第12条の規定により別紙証明書類を添えて申請します。

記

1 借 用 者 氏 名
学 校 名
養 成 所

2 借 用 金 額

3 返 還 済 金 額

4 返 済 未 済 の 金 額

5 免 除 を 希 望 す る 金 額

6 就 業 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで

7 免 除 願 出 の 理 由

注 和歌山県看護職員修学資金貸与条例第11条に該当するものは、その旨を証する証明書を添付すること。

修学資金返還当然免除申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

本人氏名 ㊟

住所

電話番号

連帯保証人氏名 ㊟

住所

連帯保証人氏名 ㊟

住所

下記のとおり和歌山県看護職員修学資金の返還の免除を受けたいので和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により別紙証明書類を添えて申請します。

記

1 借 用 者 氏 名
学 校 名
養成所

2 借 用 金 額

3 借 用 済 金 額

4 借 用 未 済 の 金 額

5 免 除 を 希 望 す る 金 額

6 免 除 願 出 の 理 由

7 死 因 (病 名 な ど)

注 1 死亡の場合は、本人氏名欄に相続人の氏名続柄を記入すること。

2 添付書類

(1) 死亡によるときは本人の死亡を証する戸籍抄本、業務に起因する心身の障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書

(2) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例第8条第1号に該当するものについては就業証明書

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

和歌山県知事

様

学 校
名

第 年

養 成 所

氏 名

㊟

住 所

電話番号

下記のとおり変更したので和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則

{ 第15条第2項 } の規定により届け出ます。
{ 第16条第3項 }

記

1 新連帯保証人

氏 名	㊟
生年月日	
続 柄	
住 所 (電話番号)	
職 業	

2 旧連帯保証人

3 理 由

住所変更（改氏名）届

年 月 日

和歌山県知事 様

学 校 名 第 年

養 成 所

氏 名 ⑩

住 所

電話番号

下記のとおり変更したので、和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則

{

 第15条第2項
 第16条第3項

}
 の規定により届け出ます。

記

	変 更 前	変 更 後
住 所		
(ふりがな)		
氏 名		

就 業 (入 学) 届

年 月 日

和歌山県知事

様

氏 名

㊟

住 所

電話番号

下記のとおり就業（入学）したので、和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第16条第1項の規定により免許証の写し（入学者にあつては、入学証明書）を添えて届け出ます。

記

- 1 就業（入学）した施設の名称
- 2 就業（入学）した施設の所在地
- 3 就業（入学）した年月日
- 4 保健師、助産師、看護師、准看護師の別

看護職員就業場所変更等届

年 月 日

和歌山県知事

様

氏 名

㊞

住 所

電話番号

下記のとおり就業場所を変更したので和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則第16条第2項の規定により届け出ます。

記

新就業先 名 称

所 在 地

就業した日

旧就業先 名 称

所 在 地

退職した日

業務を廃止した日

就 業 証 明 書

氏 名	(年 月 日生まれ)
住 所	
職 種 該当に○	看 護 師 准看護師 保 健 師 助 産 師

上記の者は、 年 月 日から

[
 就業している
 年 月 日まで就業していた

ことを証明します。

就業中に休業（産休・育休・病気等）していた期間

年 月 日 ~ 年 月 日
 年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

施設住所

施 設 名



就業等状況報告書

和歌山県知事 様

和歌山県看護職員修学資金の貸与を受けました _____ 年 12月31日現在の私の就業等状況につき、下記のとおり報告します。

氏名：

住所：〒

電話：

記

1 修学資金貸与期間

貸与開始年月日	貸与終了年月日	学校養成所名
年 月	年 月	

2 免許取得の状況

免許の種類（准看護師・看護師・保健師・助産師の別）	免許取得日（免許証を見て登録日を記入して下さい）
	年 月 日
	年 月 日

3 卒業後の就業（進学）等の状況

就職（入学） 年月日	退職（卒業） 年月日	就業・進学先の名称
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
上記就職期間中に、 <u>1ヶ月以上</u> の休職期間のある場合		年 月 日～ 年 月 日 (理由： _____ のため)

~~~~~  
以下、該当する場合のみ記入すること

### 4 住所変更

| 住所変更年月日 | 旧住所 | 現住所 |
|---------|-----|-----|
| 年 月 日   | 〒   | 〒   |

### 5 改氏名

| 改氏名年月日 | 旧氏名（ふりがな） | 新氏名（ふりがな） |
|--------|-----------|-----------|
| 年 月 日  | ( _____ ) | ( _____ ) |



●提出書類のチェック表（卒業後の確認にお使いください。）

|       |   |       |   |    |   |    |
|-------|---|-------|---|----|---|----|
| 貸与月額： | 円 | 貸与期間： | 年 | 月～ | 年 | 月  |
| 貸与総額： | 円 |       |   | (  | 年 | 月) |

修学資金返還猶予申請書の提出日 年 月 日  
返還猶予期限（猶予通知の期限） 年 月 日

修学資金返還当然免除申請書の提出日 年 月 日

修学資金返還裁量免除申請書の提出日 年 月 日

修学資金返還計画書の提出日 年 月 日  
返還年月日等

・ 返還総額

・ 返還回数

・ 各回の返還額

・ 返還期限

年 月 日、 年 月 日、  
年 月 日、 年 月 日、  
年 月 日、 年 月 日、  
年 月 日、 年 月 日

就業等状況報告書の提出日（12/31 現在の状況を翌年 1 月末までに提出）

年 月 日、 年 月 日、  
年 月 日、 年 月 日、  
年 月 日、 年 月 日、  
年 月 日、 年 月 日

（事務担当者）

〒640-8585（県庁専用郵便番号）  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県 福祉保健部 健康局  
医務課 看護班

TEL：073-441-2605 FAX：073-424-0425

mail：e0501003@pref.wakayama.lg.jp